

津市新斎場の設置及び管理等について

1 趣旨

津市新斎場は、平成27年1月2日の供用開始に向け整備を進めていることから、当該施設の設置及び管理等について定めようとするものです。

2 施設の名称及び位置

新斎場の名称については、地元自治会から地域にふさわしい新たな名称を付してほしいとの要請があり、地元自治会に名称の提案を求めていたところ、平成26年7月25日に大切に想う故人との最後のお別れに際しての遺族の心情や、周辺の自然と調和した緑豊かな施設がイメージされる名称の提案がありました。

これを受けて、次のとおり名称を付すこととします。

(1) 名称 いくつしみの杜

(2) 位置 津市半田3247番地2

3 使用料の設定

使用料については、基本的な考え方として市内居住者の火葬に係る使用料を現行と同額にするとともに、葬儀式場等新たにサービス水準の向上を図ったものについては、運営に係る経費を勘案し次のとおり設定します。

(単位：円)

種別	単位		市内居住者	市外居住者
火葬炉	遺体	大人（12歳以上の者） 1体につき	3,000	60,000
		小人（12歳未満の者） 1体につき	2,500	50,000
	死産児 1体につき		1,900	30,000
	産汚物（人体の一部を含む。） 1個につき		500	12,000
動物炉	30キログラム以上の動物 1体につき		2,000	20,000

	30キログラム未満の動物 1体につき	1,400	14,000
霊安室	1体24時間につき	3,000	10,000
待合室	2室以上使用する場合 1室1回につき (1室分は無料)	3,000	9,000
葬儀式場 (遺族控室 等含む)	通夜から告別式まで 1室1回につき (午後4時から翌日の午後3時まで)	80,000	240,000
	通夜のみ 1室1回につき (午後4時から翌日の午前9時まで)	50,000	150,000
	告別式のみ 1室1回につき (午前9時から午後3時まで)	30,000	90,000
霊柩自動車	特別車 1回につき	18,000	18,000
	普通車 1回につき	9,000	12,000

【備考】

- 1 市内居住者に係る使用料は、遺体にあつては死亡者が死亡時において、死産児にあつては当該死産児の父又は母が死産時において、その他の場合にあつては使用者が使用時において、本市の住民基本台帳に記録されている場合又は生活保護法の規定により保護を受けている場合に適用するものとし、その他の場合は市外居住者に係る使用料を適用するものとする。
- 2 霊柩自動車の使用は、本市の区域内の運行に限るものとする。
- 3 動物とは、犬、猫等の愛がん動物をいう。

4 施設の管理

新斎場は、施設管理を包括的に民間事業者に行わせることから、選定事業者であるPFI津市斎場株式会社を指定管理者に指定し管理を行わせる予定です。

5 施行予定日

平成 27 年 1 月 1 日

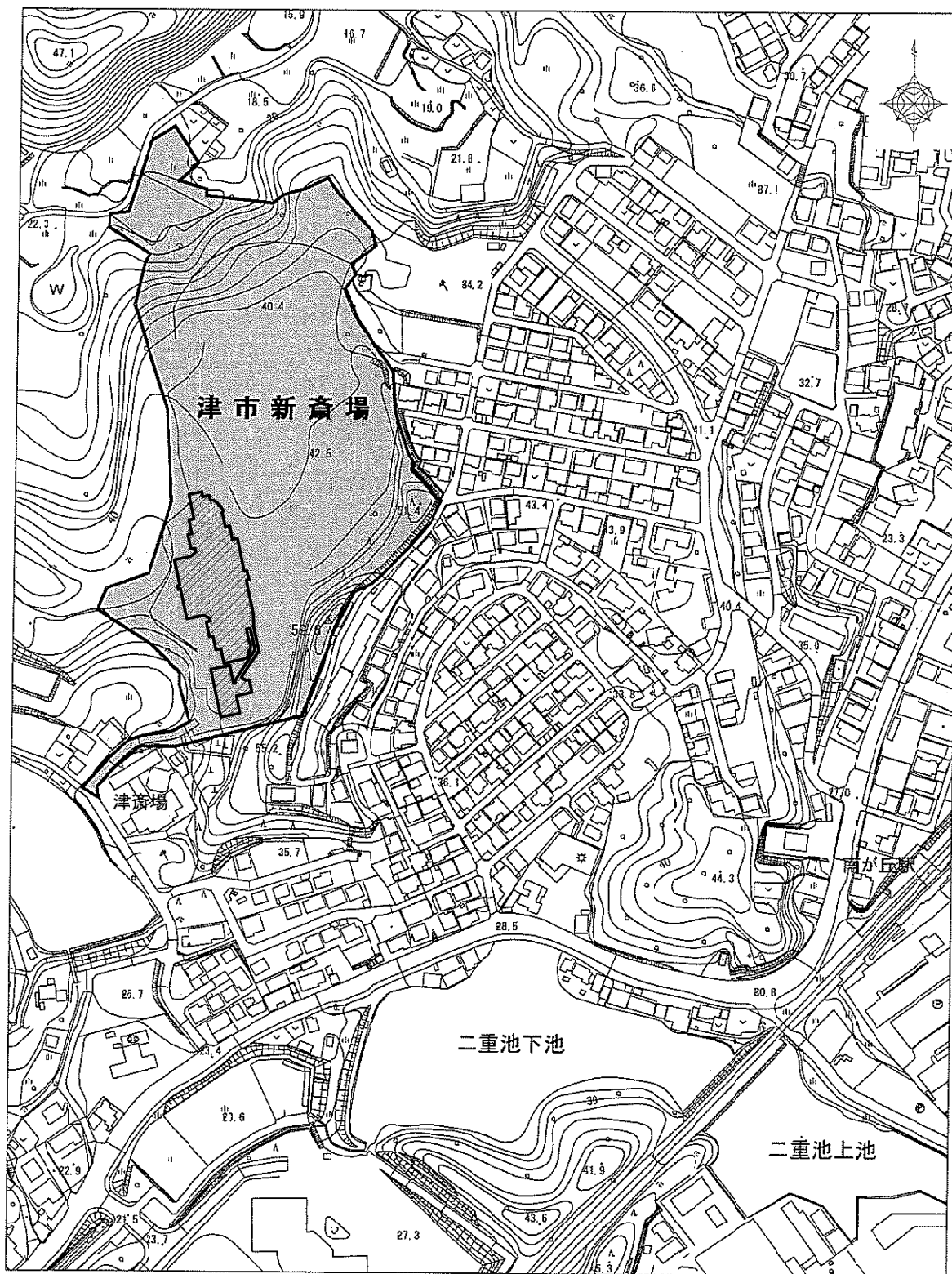
6 今後の対応

新斎場の供用開始に伴い、津斎場、久居斎場及び香良洲斎場の 3 斎場は廃止します。

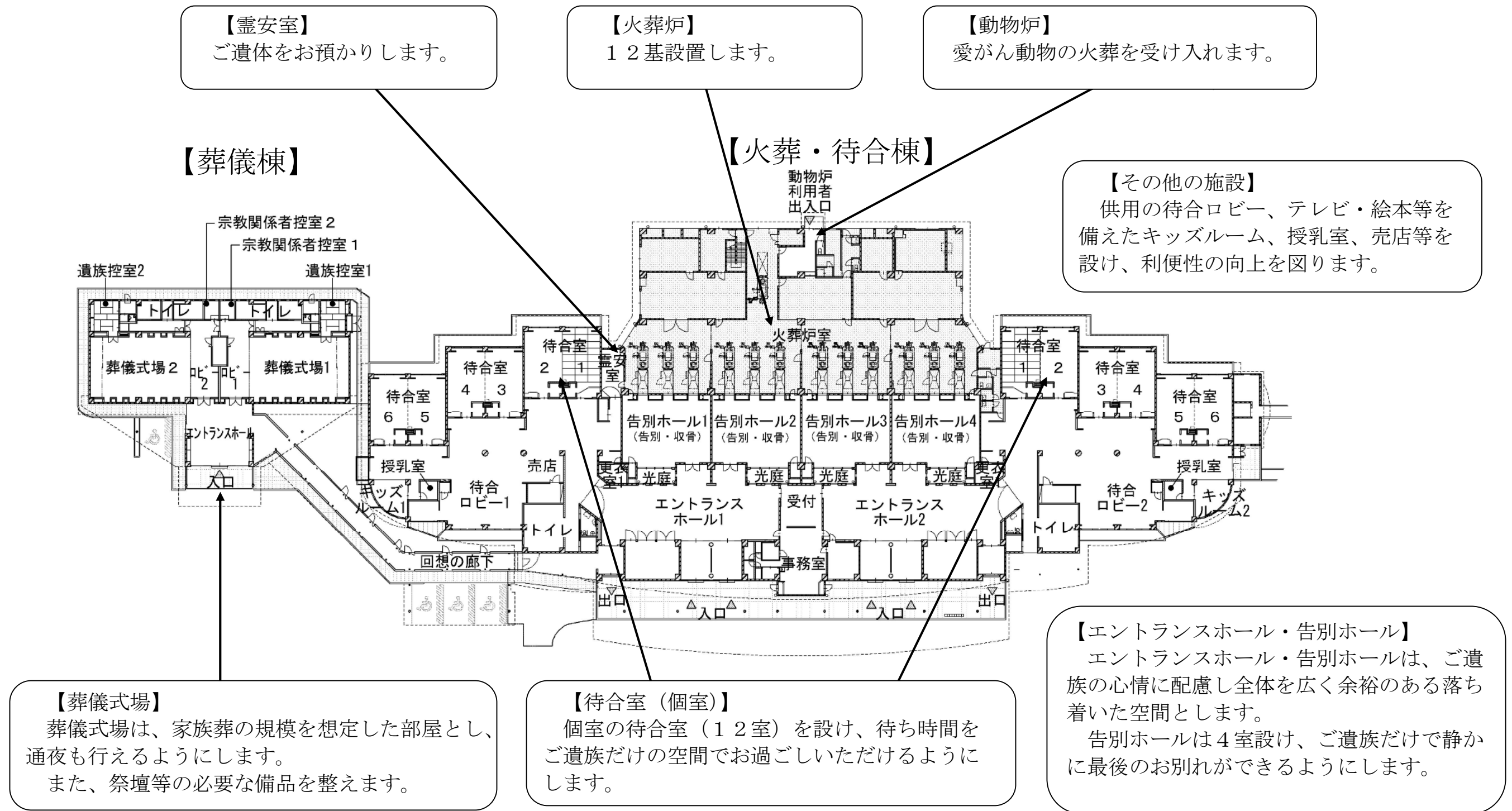
また、津市斎場の設置及び管理に関する条例の制定について及び指定管理者の指定についての議案を平成 26 年第 3 回津市議会定例会へ提出する予定です。

なお、美杉地域の火葬場については平成 27 年 4 月に美杉八知火葬場と美杉伊勢地火葬場の 2 つの火葬場に整理統合を図ることから、津市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部の改正の議案を平成 26 年第 3 回津市議会定例会へ提出する予定です。

位置図



施設の概要について



関係資料

現市営斎場使用料

(単位：円)

種別	単位		市内居住者	市外居住者
火葬炉	遺体	大人（１２歳以上の者） １体につき	3,000	30,000
		小人（１２歳未満の者） １体につき	2,500	25,000
	死産児 １体につき		1,900	19,000
焼却炉	産汚物（人体の一部を含む。） １個につき		500	5,000
	大型（３０キログラム以上）の犬、 猫の類 １頭につき		2,000	20,000
	小型（３０キログラム未満）の犬、 猫の類 １頭につき		1,400	14,000
安置室	１体１日につき		1,000	10,000
葬儀場	１時間につき （１時間に満たない時間は、１時間 とみなす。）		4,000	12,000
霊柩自 動車	特別車 １回につき		14,000	14,000
	普通車 １回につき		9,000	9,000